

高山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める
条例の概要について

1. 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準

指定介護予防支援等の事業の適切な運用を図るため、国の参酌基準等（現行と同じ）と同じ内容とする。ただし、指定介護予防支援等の事業に関する基準の「記録の整備」「運営規程」「掲示（重要事項の周知）」の一部については、国が示した基準によらないものとする。

2. 指定介護予防支援等の事業に関する主な基準 （下線部分は国が示した基準によらないもの）

基本方針等 (第1条-第3条)	基本方針 ・サービス提供の目的、サービスの内容について規定 申請者の要件 ・法人とする。（ただし、介護保険法の規定により地域包括支援センターの設置者に限られる。）
人員に関する基準 (第4条・第5条)	従業者の員数 ・事業所ごとに1人以上の保健師等を配置 管理者 ・常勤の管理者を配置 ・業務に支障がない場合は事業所の他の業務、地域包括支援センターの業務に従事可
運営等に関する基準 (第6条-第34条)	提供拒否の禁止 ・正当な理由がない場合の提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 ・サービス提供困難時は、他の事業者を紹介するなど必要な措置を講じなければならないこと。 運営規程 ・事業の目的、運営方針、営業日、 <u>苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める。 掲示 ・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、 <u>ホームページ等に掲載する等、周知に努める。</u> 苦情処理 ・苦情に対する適切な対応等必要な措置を講じる等 事故発生時の対応 ・事故発生の場合の速やかな対応等必要な措置を講じる等 記録の整備 ・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し <u>5年間</u> 保存すること。 ほか事業所の運営等に関する事項について規定

3. 施行期日

平成27年4月1日